

令和7年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習 開講講座一覧表（特別支援学校教諭二種免許状）

（別紙1）

講習の課程			開設科目名 中心となる領域 含む領域	講習期日・会場	時間数	講師名	定員		
免許法に定める科目名	科目に含まれる事項	単位数							
		単位数							
科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育基礎理論	【講座Ⅰ】 令和7年8月5日（火） 8月6日（水） ・和歌山県民文化会館 ・県立南紀はまゆう支援学校（※） ・県立新宮高等学校（※）	15h 1単位	和歌山大学教育学部 教授 山崎 由可里	200		
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児の教育課程・指導法	【講座Ⅱ】 令和7年7月31日（木） 8月1日（金） ・和歌山県民文化会館 ・県立熊野高等学校（※） ・県立新宮高等学校（※）	15h 1単位	大阪常盤会大学 学長 山本 利和	200		
			視覚障害者						
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害心理	【講座Ⅲ】 令和7年8月18日（月） 8月19日（火） ・和歌山県民文化会館 ・県立南紀はまゆう支援学校（※） ・県立みくまの支援学校（※）	15h 1単位			大阪教育大学 教授 井坂 行男	200
			聴覚障害者						
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由教育総論	【講座Ⅳ】 令和7年7月29日（火） 7月30日（水） ・和歌山県民文化会館（※） ・県立南紀はまゆう支援学校（※） ・県立みくまの支援学校（※）	15h 1単位	東京家政学院大学 教授 江田 裕介	200			
		肢体不自由者							
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児の心理・生理・病理・教育課程・指導法論	【講座Ⅴ】 令和7年7月25日（金） 8月8日（金） 8月21日（木） ・和歌山県民文化会館（7月25日、8月8日） （※7月25日のみオンライン） ・和歌山市西コミュニティセンター（8月21日） ・県立南紀はまゆう支援学校（※） ・県立新宮高等学校（※）	20h 1単位	和歌山大学 名誉教授 武田 鉄郎 大阪教育大学 教授 井坂 行男 大阪常盤会大学 学長 山本 利和	200		
			視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者						

□会場名に※印がある会場は、講師と講習会場をオンライン会議システムで接続して講習を実施します。

免許法改正に伴う必要修得単位数（特別支援学校教諭二種免許状）

（表内、□で囲まれた箇所が令和7年度開講予定講座）（別紙2）

講習の課程			中心となる領域					備考	
科目	免許法に定める科目名	科目に含まれる事項	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱		
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目 （第1欄）		□ 1					→（旧）養護学校教諭1種免許状取得者が新たに特別支援学校教諭二種（視覚障害領域・聴覚障害領域）を取得しようとする際も、本講座の受講が必要となる。	
	特別支援教育領域に関する科目 （第2欄）	視覚障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1					→視覚障害領域並びに聴覚障害領域は、それぞれ「心理、生理及び病理」並びに「教育課程及び指導法」の各1単位の取得をもって第2欄の要件を満たすことができる。
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	□ 1					
		聴覚障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		□ 1				
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1				
		知的障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目			1			
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
	肢体不自由者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				□ 1			
病弱者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					1	→免許状に領域を追加していく際には、それぞれ第2欄における各領域の単位を取得すること。 →なお、平成18年度までの既得単位のカウントは以下のように行うこと。「障害児の心理（第2欄）」+「障害児の教育課程（第2欄）」をもって、知・肢・病いづれかの中心となる領域1単位分となる。 →第2欄知的障害者を教育する領域は、平成20年度まで2単位（「知的障害児の教育課程・指導法」「知的障害心理」）をもって当該領域に必要なとされる要件を満たすことができるとしていたが、平成21年度から講座内容を包含し、肢体不自由・病弱の各領域同様、1単位をもって要件を満たすことができることになった。		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 （第3欄）	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1（中心となる領域）					→平成19年度以降、免許取得を目指す受講者は、全員取得する必要あり。 ☆平成23年4月1日以降の免許申請には、左記下線部「教育課程及び指導法」に係る科目内容の修得を要する（平成22年度開講講座から摘要済み）。	
選択			1	2				→既得単位の活用可。なお、取得希望の領域に対し、第1欄から第3欄までの要件をそれぞれ満たし、かつ合計単位数が6単位を上回る場合は、選択単位は必要としない。	
最低必要となる総単位数			6	6					
必要在職年数（取得している基礎免許状に基づく）			3年						

（注1）各講座内容及び単位数の取扱いについては、文部科学省への申請結果により変更する場合があります。